

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 11 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出加算（A245）に係る経過措置及び届出状況について

標記について、令和 4 年度診療報酬改定においてデータ提出加算の届出を要件とする入院基本料の範囲が拡大され、併せてデータ提出加算を届け出るためにはデータ作成のために一定の期間を要することから、令和 6 年 3 月末日までの経過措置を設けているところです。

経過措置終了後の令和 6 年 4 月以降も引き続き、当該入院基本料を算定するためには、一部の医療機関を除き、令和 5 年度中にデータ提出加算を届け出る必要があります。

つきましては、具体的な手続き等について、下記のとおり、改めてお知らせいたしますので、管内の医療機関の届出状況を把握の上、未対応の医療機関に注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないようご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 データ提出加算の届出を要件とする入院基本料について（※別紙 1 参照）
 - (1) 令和 6 年 3 月末日まで経過措置の対象となっている入院基本料
令和 4 年 3 月 31 日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対 1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で許可病床数が 200 床未満のもの及び精神科救急急性期医療入院料

(2) 当分の間、経過措置の対象となる入院基本料

令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となっている入院料をいずれも有していない保険医療機関であって、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難（※）であることについて正当な理由があるものの。

（※）基本診療料の施設基準等第十一の十に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。

2 データ提出加算の届出について

(1) データ提出加算届出までの流れ

- ① **様式40の5** データ提出開始届出書を提出
- ② 試行データの作成及び提出
- ③ ②で提出した試行データが適切に作成された医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出
- ④ **様式40の7** データ提出加算に係る届出書を提出
- ⑤ データ提出加算の算定及び本データの提出を開始

(2) 留意事項

- 2(1)①の様式40の5について、令和5年度中は残り2回の期限が設定されているが、データ提出加算を令和5年度中に届け出るためには第3回目の期限である令和5年11月20日（月）までの提出が必須であること（スケジュール的に第4回目の期限である令和6年2月20日での提出では今年度中に加算の届出はできない。※別紙2参照）
- 試行データは本データに準じた取扱いとするため作成及び提出に当たっては「2023年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料」を参照すること
- 試行データが提出期限までに提出されなかった場合、また、調査実施説明資料に定められた方法以外での提出や提出されたデータに不備があった場合等は、データ提出の実績が認められないこと

(3) 参考資料

- 令和4年度診療報酬改定の概要（P135ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001079187.pdf>
- 令和5年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて
（令和5年4月28日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001092769.pdf>
- 令和5年度データ提出加算に係る説明会資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001093354.pdf>
- 2023年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001083749.pdf>

データ提出に係る届出を要件とする入院料の見直し

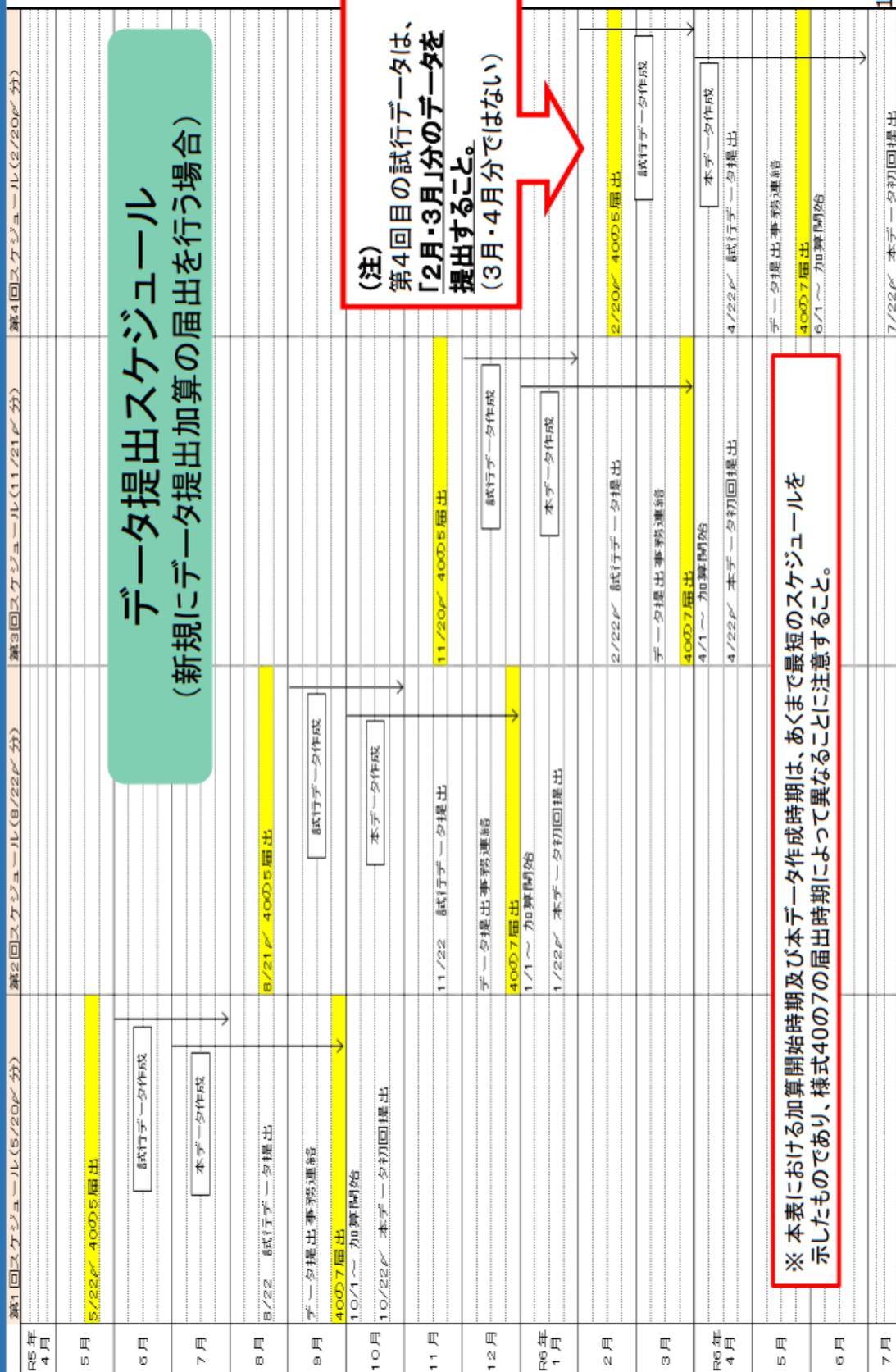
▶ データに基づくアウトカム評価を推進する観点から、データ提出加算の要件の範囲を拡大する。

病床	200床以上	200床未満
許可病床数 急性期一般入院料1～6 特定機能病院入院基本料（7対1、10対1） 専門病院入院基本料（7対1、10対1） 地域包括ケア病棟入院料 回復期リハビリテーション病棟入院料1～4 回復期リハビリテーション病棟5 療養病棟入院基本料	データの提出が必須	データの提出が必須
地域一般入院料1～3 専門病院入院基本料（13対1） 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院医療管理料 特殊疾患病棟入院料 緩和ケア病棟入院料 精神科救急急性期医療入院料	規定なし → データの提出が必須 （経過措置①、③）	規定なし → データの提出が必須 （経過措置②、③）
	規定なし → データの提出が必須（経過措置③）	規定なし → データの提出が必須（経過措置③、④）

〔経過措置〕

- ① 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにあつては、**令和5年3月31日までの経過措置**を設ける。
- ② 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床未満のものにあつては、**令和6年3月31日までの経過措置**を設ける。
- ③ 令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となつている入院料をいずれも有していない保険医療機関であつて、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかかを有するものうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、**当分の間**、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
- ④ 精神科救急急性期医療入院料については、**令和6年3月31日までの間**に限り、データ提出加算に係る要件を満たすものとみなす。

令和5年度提出スケジュール (DPC対象病院、DPC準備病院以外)



データ提出スケジュール
(新規にデータ提出加算の届出を行う場合)

(注)
第4回目の試行データは、「2月・3月」分のデータを提出すること。
(3月・4月分ではない)

※ 本表における加算開始時期及び本データ作成時期は、あくまで最短のスケジュールを示したものであり、様式40の7の届出時期によって異なることに注意すること。